

東近江市告示第 3 3 8 号

振動規制法（昭和 5 1 年法律第 6 4 号）第 4 条第 1 項の規定により、特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定め、平成 2 7 年 4 月 2 8 日から適用する。

平成 1 9 年東近江市告示第 3 8 号（特定工場等において発生する振動の規制基準）は、廃止する。

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

東近江市長 小 椋 正 清

特定工場等において発生する振動の規制基準

（単位：デシベル）

時間の区分		昼間	夜間
		午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 翌日の午前 8 時まで
区域の区分			
第 1 種区域		6 0	5 5
第 2 種区域	(I)	6 5	6 0
	(II)	7 0	6 5

備考

- 1 区域の区分を表示する図面は、東近江市市民環境部生活環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第 2 種区域（ I ）及び第 2 種区域（ II ）のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
 - (5) 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
 - (6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園
- 3 第 1 種区域に接する第 2 種区域（ II ）における当該境界線より 1 5 メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から 5 デシベルを減じた値とする。

ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。